

レッドゾーン (原則として立地不可とすべき地域)

イエローゾーン (慎重な立地検討を要するべき地域)

【附帯事項】

- (1) 本評価図においては表示していないものの、右下に記載の場所については、レッドゾーン(原則として立地不可とすべき地域)とする。
- (2) レッドゾーン以外の場所についても、事業の計画にあたっては以下の点に注意をすること(鳴門市では特に水系周辺に希少種が多いことから)
  - ① 工事に伴う土壌流出等による水質汚染が発生しないように配慮すること
  - ② 工事期が特にカスミサンショウウオの産卵期と重ならないよう配慮すること

生息地の保全の観点から  
本図では評価結果を記載しない

評価図  
(動植物リスク)

【原則として立地不可とすべき地域】

以下については、埋め立てや、改変による開発を原則不可とする地域とする。

- (1) 市内の全てのため池、沼
- (2) 市内の全ての河川
- (3) 市内の全ての社寺林
- (4) 阿讃山脈南陵部のハス田

【注意事項 (極めて重要)】

- (1) 本評価は、現状実施可能な範囲での調査と評価手法により判断したものであり、リスクを完全に定量化したものではないことに注意
- (2) 本評価でリスクが低い場所であってもより精緻な環境影響調査が必要であることに注意
- (3) 本評価に先立ち行った、鳥類調査は単年度調査であり、必ずしも市域に生息する全ての希少猛禽類について確認しているわけではないことに注意
- (4) 本評価は、鳴門市の地勢を踏まえ、一部に有識者の判断・意見を仰ぎつつ実施した評価であり、必ずしも他の地域で同様の評価方法が可能であることを担保しないことに注意